

医師・看護師などの増員を求める意見書

国においては、第百六十六回通常国会において、安全・安心の医療と看護の実現に関する請願が全会一致で採択された。しかしながら、現在、医療労働環境は急速に悪化しており、医療水準は高度化して専門性が高まっていても、医療に携わる専門家が減少している状況にある。また、医師や看護師の過労が深刻化し労働問題となっているため、過労を原因とする医療行為の過失も想定され、医療行為を受ける患者にとっても安心できない状況である。また、各地において、疾患によっては、患者の受け入れが困難な場合も増加しており医療の空洞化が進んでいる。

医師や看護師の不足は、特定の地域への偏在にのみ起因しているのではなく、医師や看護師の絶対数の不足が大きな要因として存在している。また近年、多くの医師は、過酷な労働条件を避けて診察時間を自由に決めることのできる開業医への指向が強まっており、特定の地域や僻地ばかりではなく、中核病院においても医師不足となり、産科や小児救急医療の受け入れが困難な医療機関が急速に増えている。

このため、医師や看護師を増員させるための医療養成機関の充実とともに、女性の医師や看護師が結婚及び出産・子育てと仕事が両立できる職場環境の整備、離職した女性の医師や看護師が職場復帰などが容易となるような対策が早急に必要であるが、医師や看護師の増員には多くの費用が発生することから、国民の負担が著しく増大することも容易に想定される。

よって、国においては、すでに閣議決定した道路特定財源の一般財源化による財源で医療養成機関を充実しつつ、女性の医師や看護師に対応した職場環境の整備や、職場復帰が容易となる対策を図ることを強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年六月二十四日

鳴門市議会